

請 願 第 1 号	平成30年5月24日受理
付 託 委 員 会	福祉常任委員会
件 名	精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書
紹 介 議 員	成 田 忠 志 議員 木 下 映 実 議員 小 澤 宏 司 議員 原 弘 志 議員 奥 山 智 議員 三 田 登 議員 堀 口 明 子 議員 山 口 勇 議員
請 願 要 旨	<p>現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、(1)身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、(2)療育手帳④からAの2までの知的障害者となっており、精神障害者は対象外です。</p> <p>日本では国連で採択された障害者権利条約を批准し、平成28年4月1日には、障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、差別と評価されてしかるべきです。</p> <p>精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。千葉県精神障害者家族会連合会が、昨年行った当事者・家族へのアンケート調査結果においても、手帳の等級にかかわらず、ぎりぎりの生活を強いられており、一般医療の受診を控えている実態が明らかになっております。</p> <p>よって、障害の種別を問わず、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書を、千葉県に提出して下さるよう請願いたします。</p>